

伊東市飼い主のいない猫の去勢・不妊等手術補助金 交付の手引き



伊東市では、飼い主のいない猫の繁殖を防止し、不幸な猫を増やすことなく、快適な生活環境の保全を図るため、飼い主のいない猫に去勢手術、不妊手術又は耳カットを受けさせる方に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。

交付対象者

市税を滞納していない者（法人又は団体にあつては、代表者個人のもの）で次に該当するもの。ただし、営利を目的として手術を受けさせる者は対象となりません。

- 1 伊東市に住民登録があり、現に伊東市内に居住している者
- 2 伊東市に主たる事務所を有する法人又は団体
- 3 1及び2に準ずるものとして市長が認めるもの

補助対象

伊東市内で保護した飼い主のいない猫

 申請方法 ※審査には1週間程度かかります。早めの申請をお願いします。

申請は、必ず手術前に行ってください。

補助金交付申請書【第1号様式】を環境課窓口に提出してください。
（郵送による受付はできません）

補助金額等 **令和4年度予算1,000,000円**

飼い主のいない猫の去勢・不妊手術又は耳カットに要する手術費用の2分の1以内
（雄6,000円、雌10,000円が上限、100円未満切り捨て）

1年度当たり1申請者につき10匹が限度となります。

※既に手術済みであった場合は、耳カットに要する手術費用にも補助金を交付します。

完了報告

報告書は、申請されたすべての猫の手術を終えた日（手術の中止をした場合にはその決定日）から30日以内又は手術を終えた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、下記2～6の書類を添えて提出してください。

- 1 完了報告書【第4号様式】
※交付申請額欄の金額は記入しないでください。
- 2 手術後の写真（猫の全身及び耳カットが確認できるもの）
- 3 処置証明書【第5号様式】
※処置証明書は獣医師に渡し、記載してもらってください
1匹に1枚の処置証明書が必要となります。
- 4 請求書兼領収書
- 5 領収書その他の手術に要した費用の支払いを証する書類の写し
- 6 振込先口座のわかるもの（通帳）の写し

※ 第4号様式及び請求書兼領収書は、補助金交付申請書（第1号様式）で使用した**同一の印鑑**を押印してください。**同一の印鑑**でないと、補助金のお支払いができなくなります。

変更及び中止申請

事業内容を変更又は中止する場合は、速やかに変更（中止）申請書【第3号様式】を提出してください。

注意事項

- ・申請に当たり、確認者（市内に住所を有し、申請者と世帯を別にする者）1人の署名・押印が必要となります。
- ・申請する際は、飼い猫か飼い主のいない猫かを判断するため、1ヶ月以上、観察してください。
- ・手術を受けさせた猫に、必ず耳カットを実施してください。

問い合わせ先
伊東市役所 環境課 環境政策係
☎0557-32-1374
URL
<http://kankyou@city.ito.shizuoka.jp/>
※申請書類等は、ホームページから
ダウンロードできます。



伊東市飼い主のいない猫の去勢・不妊手術補助金 手続きの流れ

